

勤勉手当に係る支給月数の改正について(案)

1 令和元年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員(再任用職員以外の職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.15月	1.20月	0.25月	2.60月
勤勉手当	0.95月	1.10月	—	2.05月
計	2.10月	2.30月	0.25月	4.65月

(2) 一般職員(再任用職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	0.65月	0.70月	0.10月	1.45月
勤勉手当	0.45月	0.55月	—	1.00月
計	1.10月	1.25月	0.10月	2.45月

2 令和2年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（再任用職員以外の職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	1. 15 月	1. 20 月	0. 25 月	2. 60 月
勤勉手当	1. 025月	1. 025月	—	2. 05 月
計	2. 175月	2. 225月	0. 25 月	4. 65 月

(2) 一般職員（再任用職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	0. 65 月	0. 70 月	0. 10 月	1. 45 月
勤勉手当	0. 50 月	0. 50 月	—	1. 00 月
計	1. 15 月	1. 20 月	0. 10 月	2. 45 月